

令和2年第2回設楽町議会臨時会会議録

令和2年10月22日午前9時00分、第3回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第11号

専決処分の報告について

日程第6 議案第67号

財産取得契約の締結について

日程第7 議案第68号

令和2年度設楽町一般会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第69号

令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第70号

令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第71号

令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第3号）

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 おはようございます。本日、伊藤武君から病気療養のための「欠席届」が出ておりますので、御承知置きください。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、令和2年第2回設楽町議会臨時会を開会いたします。

それではこれから本日の会議を開きます。本臨時会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

5 金田(敏) おはようございます。令和2年第13回議会運営委員会の委員長報告を行います。令和2年第2回議会臨時会の運営について、去る10月16日に議会運営委員会を開会し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より例月出納検査結果について報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提出6件です。

日程第5と日程第6は、それぞれ単独上程します。

日程第7から日程第10は、一括上程します。

いずれの案件も本日質疑・討論のあと採決を行います。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく申し上げます。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番七原君、及び2番原田君を指名いたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年度9月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので必要な方は閲覧をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。本日議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用のところ、臨時議会の開催をお願いをさせていただきましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、インフルエンザ流行期の発熱外来診療体制について報告をいたします。

国・県では、これからの発熱外来診療体制を確保するために、地域で診療・検査を行う医療機関の指定を進めております。

これを受けまして、北設楽郡医師会では、発熱外来診療を行うこととしまして、町内では、月新堂医院、伊藤内科、そしてつぐ診療所で、一般外来とは動線を分けたうえで、発熱の診療と必要に応じてPCR検査のための唾液採取を行うこととしております。検体は、保健所へ送致をし、検査機関で判定されます。

現在、各医療機関では、早い時期に発熱外来を開設できるよう準備を進めておりまして、本臨時議会にこれの関係経費を補正予算案として提出させていただきます。

次に、配食サービスの拡充について報告します。

これまで行ってきておりますように、社会福祉協議会によって週1回の配食サービスに加えて、地元飲食店の協力を得て、10月1日から、津具地区で、見守りを含めた配食サービスを開始をしたところでございます。弁当は1食500円で、利用者の負担は200円となります。

11月からは、田口、清嶺、名倉地区で、順次このサービスを開始いたします。先日、シルバー人材センターと配達業務に関する合意ができましたので、町内全域で利用可能となる見込みとなりました。

当初予算で、地元飲食店のサービスを週1回分計上しておりましたが、社協のサービスと併せて、介護保険地域支援事業の上限である週5回分となるよう、関係経費を補正予算案として提出をさせていただきます。今後

はこれにより、対象者には、継続的に週 5 回の配食が可能となります。

本日は、専決処分報告 1 件、財産取得契約 1 件、補正予算 4 件を上程させていただきます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 日程第 5、報告第 11 号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 報告第 11 号「専決処分の報告について」

小松地内の「簡易水道導水管布設工事」につきましては、令和元年 12 月議会において、工事請負契約の締結に係る議会の議決を得ました令和元年度繰越明許費であります。このたび、「設楽町長の専決事項の指定」第 1 項に該当する「3,000 千円以下の契約金額の変更」が生じたので、「地方自治法」第 180 条第 1 項の規定により、令和 2 年 9 月 25 日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

今回の主な変更内容の 1 点目としまして、位置図で示すように水没付替県道設楽根羽線の開設工事との調整による土中埋設管の延長 79 メートルの減と、埋設部 178.9 メートルのうち、48 メートルの区間で岩盤が出たため、27 立方メートルの岩盤掘削を追加したことによるものであります。

また 2 点目は、水管橋の延長は変更しないものの、県道 2 号橋への橋梁添架物と水管橋を隔離する位置調整により、一部部材を変更するとともに、水管橋の取付け金具の穴の修正を追加したことにより、当初契約金額 124,960 千円から 125,132,700 円に 172,700 円増額する変更であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第 11 号 は、終わりました。

議長 日程第 6、議案第 67 号「財産取得契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 67 号「財産取得契約の締結について」

9 月議会で議決されました避難所における各種コロナウイルス感染症対策用備品の購入に係る契約の締結につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条に規定する「予

定価格 700 万円以上」の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 13,530 千円として、落札者の山佐産工株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当たり議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況については、10 月 15 日に 5 社による指名競争入札の結果、税抜 12,401 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 12,300 千円で、その落札率は 99.19%であります。

具体的な備品は、参考資料に記載するように、避難所対策備品として、ワンタッチパーテーション 300 台を始め、野外受付用テント 10 張、防災備蓄倉庫 3 基のほか、緊急対策用として本庁に設置する高断熱防災備蓄倉庫 1 基及びスチール棚 1 台であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 67 号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(文) ワンタッチパーテーション等は、コロナのことがあって買っただけようになっただと思いますので、購入については何ら反対の意見もありません。大変ありがたいことだと思っておりますが、この先、購入して備蓄しておくのですけれども、ただ備蓄しておくだけでは、実際に職員の方が避難所の開設にずっとつきっきりでいられるような状態のときは、避難所の開設はいらないと思うのです。そうするとやっぱり地元の防災会の方々を中心として、パーテーションで区切ったりとかいうことを行わなければなりません、地元住民の方々が避難所運営をできるようにするという、そういうことに対する方針というか、どのようにしていくというようなお考えを聞かせてください。

総務課長 9 月議会の一般質問でもありました。そのときにお答えをさせていただきましたけれども、なかなか自主防災会の方の動き方まで踏み込めておりませんので、今後そういった連携をできるように調整を進めていくつもりであります。

議長 ほかにありませんか。

3 加藤 防災備品が充実してくるのは大変ありがたいことだと思うわけですが、こうした防災備品については、国や県からこういうものが必要だよ、と基準がしめされているのか、また町の予算に応じてそれぞれがやっているのか。今後こうした備品等について充実の方向で考えておみえになるであろうと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

総務課長 国ですとか県からは、避難所の運営マニュアル、そういったものは提示されております。それに沿って運営していくときに必要な備品については各自治体で必要なものをそろえていく。また場所についても同様であ

りますので、そういった形になっております。

で、今後もそろえていくかという話でありますけれども、今回は特にコロナウィルス対策ということで活用できる交付金もございましたので、大きくいろいろな物資をそろえさせていただきました。今後は状況を見ながら整備を進めていくということになろうかと思っております。

以上です。

- 6 金田(文) 先ほどの、自主防災会等との連携を図っていくということ、もちろんわかるわけですが、このウイルスがすぐには治まりそうもない。そのときに、万が一ですが、大規模な災害が発生してこういう避難所など、あるいは防災会の中心の方々が避難所運営をする必要が生じてしまうということがないとも限らないので、後々の調整ということではなくて、コロナ対策のときはどうするかくらいだけでも、大きな避難所を抱えているようなところのリーダーみたいな方たちに、伝達講習みたいなことができるように是非考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

総務課長 なかなかいっぺんに、というわけもいかないと思っておりますけれども、できる範囲で、早い時期にそういった行動をうつしていきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかありませんか。

- 11 高森 ガルバリウムの大きいやつが1個とスタンダードが3つ、これは多分田峯・清崎・東納庫だと思うのですが、設置場所は学校あたりとか、予定はおありですが、各地点に防災拠点の倉庫がありますからそれに併設とか具体的な案はおありですか。

総務課長 まず、大きなガルバリウムの倉庫、ちょっと大きめのものであります。こちらは、今現在防災関係の備品は旧役場の庁舎のほうに保管をしております。ただ、なかなか温度対策とか、そういったものができておりませんので、これは断熱構造の倉庫になります。これを使いやすいように、この新庁舎の敷地内に設置するという予定であります。スタンダードの防災倉庫につきましては、現在予定しておりますのは、愛厚ホーム設楽苑、それからキラリントープ、それと田峯の改善センターであります。

なぜここに、という話になりますけれども、まず、福祉避難所が愛厚ホーム設楽苑、それからキラリン、それからもう1箇所はやすらぎの里。やすらぎの里につきましては、保管場所がありますので設置からははずしてあります。もう1箇所の田峯改善センター、これ、現在重点的に開設しますのは田峯改善センター、特産センター、津具の図書館のところ。それから名倉の小学校となっておりますが、その4箇所のうち、倉庫、保管場所がないのが田峯改善センターになっておりますので、そちらに設置をして、

緊急に必要な物品についてはそちらに保管するという、そういう計画でお
ります。

以上です。

議長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 67 号 の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を
原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 7 議案第 68 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算 (第 5 号)」、
日程第 8 議案第 69 号「令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)、日程第 9 議案第 70 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計
補正予算 (第 3 号)、日程第 10 議案第 71 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療
所特別会計補正予算 (第 3 号)」を一括して議題とします。本案について、
提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 68 号から第 71 号までの一般会計及び 3 特別会計の
補正内容について、一括して説明させていただきます。

議案第 68 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算 (第 5 号)」につつま
しては、歳入歳出それぞれ 31,100 千円を減額し、予算総額を 7,805,085 千
円とするものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関の
「発熱外来」の設置や、小中学校への関連予算の追加計上、及び付替林道
境川線の公共補償に係る予算を簡易水道特別会計へ移行するほか、配食サ
ービスの拡充費用を中心として計上するものであります。

それでは、歳出から説明しますので、説明書の 6 ページ、7 ページをお
願いいたします。

3 款民生費 1 項 4 目介護保険費は、新型コロナウイルス感染症防止の
ため、認知症カフェ事業を始め、8 節報償費の健康づくり教室、在宅医療・
介護連携推進事業等、各種事業の中止による講師謝礼の減額が主なもので
あります。なお、19 節の地域介護予防活動支援補助金も同様でありまして、
各予防団体の事業量の縮小によるものであります。

13 節委託料の配食サービス事業は、先ほどの町長からの行政報告にありましたように、10 月から順次、名倉、田口、清嶺地区へと広げていきまして、週 4 回、民間の飲食店の協力体制により実施するため、今回追加するものであります。

9 目新型コロナウイルス感染症対策費は、北設楽郡医師会の連携のもと、町内医療機関においてコロナウイルスとインフルエンザを含む「発熱外来」を新規設置するため、つく診療所特別会計への計上に併せて、今回民間の 2 医療機関に対し、簡易陰圧装置、検温装置、消耗品等に要する費用を 1 機関 2,000 千円を上限に補助する新規の補正であります。

4 款衛生費 1 項 3 目つく診療所費は、発熱外来設置に関する備品等の追加補正で、詳細は特別会計で説明します。

5 款農林水産業費 2 項 3 目林道事業費は、ダム関連工事による付替林道境川線の用地について、当初予算は林道事業費で計上してまいりましたが、国との調整により、今回、簡易水道管路敷設用地として用地買収を進めることとなったため、簡易水道特別会計に組み替えることにより、用地登記委託料、公有財産購入費、立木補償費の関係予算をすべて皆減する補正であります。なお、当初予定していました立木補償費は、国が直接実施するため、特別会計への計上はありません。

8 ページ 9 款教育費 1 項 3 目新型コロナウイルス感染症対策費は、7 月補正に計上しました国庫補助率 2 分の 1 で、1 校 100 万円の「学校再開後の感染症予防対策及び学習の保障に係る経費」について、このたび国からの通知により、実施要領に定める「加算地域」に愛知県が加えられ、1 校 100 万円が追加配分されることとなりました。

学校からの要望を調査した結果、1 校 100 万円の加算には至りませんが、修繕費、備品購入費等、各学校からの要望に応えた予算計上であります。

具体的には、各学校に 200 千円の消耗品費を配分するほか、設楽中学校の手洗水栓の取替えや、田口小学校はブルーヒーター 5 台の購入、津具小学校は 7 千円の消耗品費を始め、網戸取替え、ファンヒーター 6 台で合計 100 万円を計上したもので、総額 2,842 千円でありまして、その 2 分の 1 が国庫補助金、残る 2 分の 1 が地方創生臨時交付金を財源に充当しています。

2 項 1 目小学校管理費は、名倉小学校調理場屋上からの雨漏れにより、7 月の長期大雨で天井部の化粧板が剥がれ落ち、一旦補修はしたものの、今なお水滴が落ちるなど、学校給食に影響が生じるため、冬休みまでに修繕するため補正予算を計上するものであります。

続きまして歳入について、説明書 4 ページ、5 ページをお願いします。

1 5 款国庫支出金 2 項 7 目教育費国庫補助金は、歳出のコロナウイル

ス感染症対策費の「学校保健特別対策事業費補助金」に係る歳出補正額の2,842千円に補助率2分の1を乗じた額を追加するものであります。

戻りまして、2目民生費国庫補助金 2節新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、歳出3款の発熱外来に関する民間医療機関発熱外来設置費補助金、4款のつぐ診療所特別会計繰出金、及び9款教育費の「学校保健特別対策事業費補助金」に係る補助残額を合算した額でありまして、国の地方創生臨時交付金2次配分の残額を、財源として充当する補正であります。なお、2次配分の残る財源としましては、現在25,485千円がまだ予算に計上していないものであります。

19款繰入金 1項3目財政調整基金繰入金は、歳出9款の名倉小学校調理場屋上改修の財源として追加するものであります。

21款諸収入 4項5目雑入 2節財産管理費収入は、設楽ダム関連の付替林道境川線の用地買収に係る「公共補償費」を全額減額するものであります。

以上が一般会計であります。

議案第69号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ800千円を追加し、予算総額を539,996千円とするものであります。

歳出に関する説明書6ページ、7ページをお願いいたします。

6款諸支出金 1項1目一般被保険者保険料還付金は、国保資格喪失の届出を忘れ・遅延した被保険者に係る保険料の遡及適用により、不足する過誤納還付金を追加する補正で、財源としましては、歳入補正で「国民健康保険運営基金」からの繰入金で充当するものであります。

続きまして、議案第70号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ14,510千円を追加し、予算総額を926,309千円とするものであります。

説明書のページ6、7ページをお願いします。

一般会計で説明しましたように、付替え林道境川線の用地を簡易水道管路敷設用地として買収することとなつたため、簡易水道特別会計へ予算を組み替え、令和2・3年度の2か年にわたり、3回に分けて実施することにより、買収に係る関係予算を新規計上するものであります。なお、今回の補正は、本年度に係る2回分のものであります。

2款事業費 2項2目施設整備費の11節需用費は、用地買収契約に伴う印紙代であります。

13 節委託料は、山林 15 筆、8 名に係る用地の登記委託に要する費用です。なお、令和 3 年度分は、山林 5 筆、400 千円を予定しています。

17 節公有財産購入費は、用地買収費です。なお、令和 3 年度分は、山林 5 筆、7,900 千円を予定しています。

歳入につきましては、歳出補正額の全額が国からの水道施設公共補償費 14,510 千円であります。

続きまして、議案第 71 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2,815 千円を追加し、総額を 97,689 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、説明書の 6 ページ、7 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、いずれもつぐ診療所において設置する「発熱外来」に要する費用であります。

11 節需用費は、玄関消毒マット等で 70 千円、インフルエンザ、コロナウイルスを同時に判定でき、鼻から綿棒で採取する「簡易検査キット」で、50 回分の費用が 330 千円であります。

18 節備品購入費は、コロナウイルス感染症予防に係る発熱外来用備品として、検温装置 1 台と、診療室内の気圧調整、空気清浄を機能とする「移動型簡易陰圧装置」を 1 台購入するものであります。

続きまして歳入の 4 ページ、5 ページをお願いします。

1 款診療報酬 1 項外来診療収入は、PCR 検査及び抗原定量検査に係る診療報酬について、実績及び当初予算計上額に基づき、国保 10%、社保 10%、後期高齢者 80%の比率で按分し、それぞれ追加補正を計上するものです。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、歳出補正額 2,815 千円から歳入の診療収入 621 千円を除いた額を一般会計繰入金として増額する補正で、その全額を国の「地方創生臨時交付金」2 次配分を財源として充当しています。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 補正予算の説明書の 7 ページと、9 ページに係るところですけれども、林道事業費の財産購入費が簡易水道のほうへ移動したということなのですが、多分理由は、税控除が効かなくなったのでそちらのほうへ移ったと思うのですけれども、初めから林道の場合は、税控除が効かないとわかっていたとと思っているのですけれども、協議の段階で、なぜこのところに補正予算としてのせたのか。国との協議の理由は何なのか。その辺の理由

を説明をしていただきたいと思います。

それからもう1点、国のほうが立木補償ができるというなら、用地だってできるのではないか。国にやらせればいいのではないか、と私は思うわけですが、なぜ、立木補償ができて用地ができないのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

生活課長 ただ今の、なぜ、林道事業費から特会の水道のほうに移したかということですけども、議員のおっしゃるとおり、収用法の関係で今回移させていただきました。

当初、国からは林道用地として、今年度買いたいので予算の方の計上をお願いしたいということで、昨年予算計上のときには申入れがあり、当初予算を組まさせていただきました。しかし、国のほうで税務署のほうと協議を正式に行ったところ、やはり、林道事業としては収用法の対象とならないということで。ただし、水道の事業用地として買収を行えば、収用法の対象となって課税の特例が受けられるということが、国のほうで税務署と協議したら、そのような回答が来たということで、今回予算を一般会計から簡易水道の特別会計のほうへ移させていただきたいということで上程をさせていただいております。

もう1点の立木の補償についてですけども、立木についても、当初町のほうで補償を土地と一緒に払ってもらえないかということだったのでですけども、今回国の方から立木については登記がないので自分たちで払いますという申出がありました。そういうことで、今回は立木は国に直接やっていただいて、登記が最終的に水道用地として町の名義になりますので、係る費用は全て国からいただいて、町のほうの名前で登記をするということになりますので、支払と登記の事務仕事は町でやらなければいけませんけれども、最終的に町の財産として残るということで、今回そのような形で上程をさせていただいております。

以上です。

2 原田 今回の説明のなかで、なぜ立木が税控除の対象になるのか、私にはよく理解ができていないので、その辺の説明をもう一度。国がなぜ、立木が税控除の対象となるのかわかりませんので、もう一度説明をいただきたいのと。

国のほうとの交渉の中で、初めから林道は公共用の道路ではないので、道路法上の道路ではないのでできないというのは多分わかっている物事を進めたと理解をしているのですけれども、その辺を私はどうのこうの言うつもりはないですけども、国ともっとしっかり交渉をして、職員の方々が負担が少ないように、がんばって国がやるべき事はなるべく国がやって

もらうように努力することが大事かなと思いますので、その辺のことを注意してがんばってもらいたいなと思います。

先ほどの1点はお答えをいただきたいと思います。

生活課長 立木については、税控除にならないと聞いています。そういうことで、税控除になる土地について町のほうで買うということにさせていただいたということです。

2 原田 国が買う場合、税控除の対象にならないということならば、水道用地として買収するときと一緒に立木補償もすれば、税控除の対象となるはずですので、そのほうが地元の方の皆さんの方が得になるはずだと思うのですが、それはちょっとおかしな答えだと思うので、一度検討をお願いしたいと思いますけど。

生活課長 はい、もう一度国のほうとも、話はしてみたいと思っています。

11 高森 教育関係のほうで、10 ページと 11、12、名倉小学校の修繕費が出ていますが、実は名倉小学校、築5年くらいで、昨年も、門柱の4箇所にはび割れがしたということで修理をしたのですが、最新の設計で施工して、どうしてこう、ちょこちょこちょここと手直しがおきるのは、何か建築・施工上の問題があったのかなという気がするのですが、今回の補修に関して、何かはっきりわかる原因はありますか。

教育課長 施設の建設については、正しい工法で建築したものだというふうに理解をして、今も管理をしているところです。今回の調理場に関しましては、想定なのですが、少しずつ、雨漏りがあったというふうな形だと認識をしております。それが天井部分に少したまっていたということで。常日頃見えない部分がこういう形で露見したということで、早急な対応をしたという形であります。

11 高森 実は設楽中も築1年目くらいで雨漏りがしたのですが、こういうトタン工法であると必ず、継ぎ目、ジョイントのところから毛細管現象で水が遡上していつて漏れる、そういうかたちがしょっちゅうあるというか、おそらくエンドをきちんと折り曲げて水留をしっかりとしていなかった、それが原因だと思うのですが、原因がわからないのが一番困りますから、わかりやすいようにしっかりと根本原因をしっかりとチェックして施工をお願いします。

以上です。

1 七原 同じく、名倉の給食場の雨漏りの件なのですが、あそこは、私が知る限りオープンしてから、給食場が雨がもる、止まらない、なぜか床がべたべたする、治らない、どうしようどうしようが非常に多いところなのです。隣にある体育館がありますよね、あそこはたしか、雨漏りが止ま

らなくて最終的には屋根の構造を変えてしまったのです、町のほうで。要は、雨どいの位置が建物の中にあるという昔流行った工法だったのですけれども、名倉のあの地区にはそぐわないだろうということで、その上からもう1個屋根をかぶせて外にといを出してしまおう、ということで室内には水気が一切入らないというようなことで、完全に構造を変えてしまったのですけれど。名倉の給食場も、たしか陸屋根だったような気がします。複雑な屋根になっていまして、ですので、一度、予算をかけて根本的にその上に違う構造のものをかぶせるとか、陸屋根の所を場当たりの修繕していてもなかなか止まらないのですね。今のダム建設事務所がそうだったのですけれども。こっちを止めればあっちが漏るっということで止まらないので、根本的なことを一度計画されたらいかがかないかと思いますが、いかがでしょう。

教育課長 調理場に関しては、毎日給食を作らなければいけないということで、それが安全に運営できるように、まずは緊急の対応をするということで、こういう形であげさせていただいております。ですが、今おっしゃられたように、根本的な対策も必要だということなので、今回の対応を確認の中で、そういう部分も含めて議論して進めさせていただければと思います。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終わります。

議案第68号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 議案第68号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第69号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第69号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 議案第69号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 70 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 70 号の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 議案第 70 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 71 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 71 号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 議案第 71 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで閉会といたします。

閉会 午前 9 時 49 分